

Q 遅刻を3回した時に1日分の欠勤扱いとすることができるか

A 労基法91条によれば、減給の制裁は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならない。

このため、遅刻3回に対しては、最大0.5日分×3回＝1.5日分の減給ができることになる。1日分の減額にとどまるならば労働者にとって利益となるようにもみえる。

しかし、遅刻と欠勤とは異なるものである。欠勤「扱い」が労働契約上の賃金カット（ノーワーク・ノーペイ）であるならば、実時分数相当額しか許されないのだから1日分の減額とはならない。

減給の制裁としても、懲戒処分では懲戒事由が厳格に解されるから、遅刻3回という事実を欠勤1回と扱うことに合理性はない。

そもそも2回目までの遅刻に対しては懲戒せず、3回繰り返したことについて懲戒をするのであれば、3回の遅刻をセットとして1回の非違行為と考えたほうが素直である。